

カナダにみる離婚扶養料の変更

——とくにオンタリオ州について——

村
井
衡
平

目次

- 一 問題の提起
- 二 法律の規定
- 三 重要な事情の変更
 - 1 インフレ||物価の変動
 - 2 財政状況の変化
 - イ 収入の増加
 - ロ 収入の減少
 - 3 自助努力
 - 4 失業
 - 5 再婚

一 問題の提起

離婚後に夫婦の一方が他方に支払う扶養料の問題について、カナダでは連邦および諸州の議会がそれぞれ立法権を有している。これを基礎にして、扶養料をめぐる種々の問題が生じてくる。扶養料をめぐる事項について、連邦法と州法の内容が重複していたり、互いに矛盾していたり、ときには州法に何の規定もないとき、どのように問題を解決するのか。これについては、すでに別稿で触れたとおりである。¹⁾ところで、裁判所によりひとたび離婚後の扶養料が決定されたとき、その効力は絶対的なものなのかどうか、つまり、扶養料が決定されたときの事情がそのまま継続されているならば、支払命令もそのまま維持されるにちがいない。だが、その後、当事者自身または社会情勢に変化が生じ、当初の命令をそのまま維持することが正義に反すると考えられるようになったとき、当事者は命令を変更するよう裁判所に請求することができるとかどうか、裁判所はこれに対してどのように判断することになるのか。筆者はさきに、「離婚後の子の扶養料の変更」および「離婚後の子の監護・面接の変更」²⁾の問題を取り上げて、いちど決定された子の扶養料および監護・面接の方法はどのような事情が生じたときにそれを変更することが許されるのか、主としてコモン・ロー諸州の判例を探ってみた。その結果、いちど決定された内容の変更を請求してそれが認められるためには、裁判所を納得させるだけの事情の変更が生じていることが大前提となっている。しかも、ここにいう事情の変更は、その程度が単なる些細なものに留まるのでは足りない。当初に子の扶養料・監護および面接を決定したときに予測できなかったような個人的または社会的に

みて重要な事情の変更をきたしたために、それをそのまま維持することが子の最善の利益に反するという意味での重要な事情の変更を生じていることが必要とされる⁽³⁾。

本稿で問題とする離婚後に夫婦の一方が他方に支払う扶養料についても、まさに右と同じ説明が当てはまる。つまり、重要な事情の変更が生じたことが裁判所によって認定されるとき、いちど決定された扶養料も変更の対象となるということである。本稿ではオンタリオ州の事情に焦点を絞り、判例がこの問題をどのように展開してきたか、詳細に検討してみようと考ええる。

(1) 村井「カナダにみる扶養料の一括払い」神戸学院法学第二六巻四号七頁。

(2) 村井「離婚後の子の扶養料の変更」神戸学院法学二九巻三号一頁以下、同「離婚後の子の監護・面接の変更」神戸学院法学第二九巻四号一頁以下。

(3) 前掲論文・第二九巻四号七頁。

二 法律の規定

判例を検討するに先立ち、当面の問題について連邦およびオンタリオ州の法律はどのように規定しているか、みておこう。

一九六八年の連邦の離婚法によれば、第十条一項で、「夫婦の一方が他方に支払う扶養料について、妥当かつ公正と考える仮の命令を発することができる」とし、第二項では、「本条に従って発せられた命令は、それを発した裁判所がその後の当事者の行為もしくは各自の条件・資力または他の事情の変更を考慮し、それが適当かつ公正と考えるとき、時に応じて、変更され、または取り消されることができる⁽¹⁾」旨を定めている。

さらに続いて一九八六年の離婚法によれば、第十七条一項で、「正当な管轄権のある裁判所は、(a)前夫婦の一方または双方の申請により、扶養命令またはそれについての規定……を将来に向って、または遡及的に変更し、取り消し、または延期する命令をなすことができる」とし、さらに第四項では、「裁判所が扶養命令について変更命令をなすに先立ち、裁判所は、扶養が求められているか、または求められた前夫婦の一方または婚姻による子の条件・資力・必要性または他の事情に、扶養命令または該命令について最後の変更命令がなされたのち、変更が生じたことを自身で納得するものとし、また場合に依じて、変更命令をなすとき、裁判所はかかる変更を考慮に入れるものとする⁽²⁾」と定めている。

右にみたのは連邦の離婚法の規定であるが、オンタリオ州において、それより二年前に制定された一九八四年の「家族法改正法典」(The Family Law Reform Act)では第二十一条を「命令の再審理および変更」と題し、第一項において、「扶養のための命令がなされたか、確認されたとき、および裁判所が被扶養者または被告に重要な事情の変更が生じたか、または証拠が以前の審理では利用できなかったが、それが利用できるようになったとき、裁判所は命令の中で指名されたか、または第十八条三項に参照された人の申立にもとづき、将来に向い、または遡及的に、命令の条項を免責・変更または延期し、被告に負わされている未払金または他の利益の一部または全部の支払いを免除し、第十八条に参照された事情により、裁判所が適切と考える第十九条のもとでの他の命令をすることができる⁽³⁾」と定めた。

ついで、一九八六年の「家族法典」(The Family Law Act)は第三十七条を「変更の申立」と題し、第二項で、「裁判所は、扶養家族もしくは被告の事情に重要な変更が生じたとき、または以前の審理で利用できた証拠を利用できないと満足するとき、将来に向い、または遡及的に、命令の条項を免責・変更または延期し、被告に負わ

されている未払金または他の利益の一部または全部の支払いを免除し、第三十三条に参照された事情により、裁判所が適切と考える第三十四条のもとでの他の命令をすることができ⁽⁴⁾旨を定めている。

なお、連邦の二つの離婚法にそれに関する規定はなかったが、家族法改正法典には第二十一条三項、家族法典には第三十七条三項に、変更申立の制限として、裁判所の許可のあるときを除き、扶養命令または同じ命令に関する他の変更の申立の処分がなされたのち六カ月間、変更の申立はできない旨の制限が付されていること⁽⁵⁾に注意する必要があるろう。

右のような連邦および州の法律の規定を前提として、オンタリオ州について、離婚後に夫婦の一方が他方のために支払う扶養料の変更の問題を判例はどのように展開してきたか、詳細に検討していくことにする。

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九卷二三号一八六頁—一八七頁。
- (2) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八卷一・二号二三六頁。
- (3) Ontario Annotated Law Service, 1984, p. 661-7.
- (4) 村井「家族法典、一九八六年」神戸学院法学第二八卷三三七四頁。
- (5) 前註(3)および(4)参照。

三 扶養料が変更される諸要因

扶養料の変更というとき、そこには扶養料の増額・減額はもとより、ときには支払の終了という事態も当然に予想される。そして、すでに指摘したとおり、変更の請求が裁判所によって認められるためには、当初に予想できなかったような事情の変更が生じたことが必要となる。しかも、その変更は一時的なものであったり、些細な

ものでは足りず、ある程度時間的にも継続する重要な事情の変更 (Material changes in circumstances) でなければならぬ。では、果してどのような場合に、裁判所は重要な事情の変更があったと認定するのであるか。ここでは一九八〇年代から九〇年代の前半にかけてオントリオ州に現われた事例を取り上げ、請求の理由とされたいくつかの要因別に分類し、さらに理解を深めたいと思う。

1 物価の変動Ⅱインフレ

離婚に際して、夫婦の合意または裁判所の判決により、離婚後に夫婦の一方が他方に支払うべき扶養料の額が決定される。決定に当たってはその当時の社会・経済の状況等がそのまま継続することを予想し、それが一応の前提となるはずである。しかし、現実が予想をうらぎる事態も生じてくる。インフレの進行による物価の変動もその一つに数えることができよう。その程度の大小はあるとしても、インフレの進行の程度に応じて生活費も上昇し、扶養料の額も適切に変更することが要請される。

① Armel v. Armel (一九七四) 事件¹⁾

この事件において、消費者物価指数 (consumer price index) に応じて扶養料支払命令を決定すべきであるとの申立に対し、裁判所は次のように判断している。すなわち、予想される将来のインフレによる生活費の増加を反映して、消費者物価指数にもとづき、定期的な支払の増額条項を含む命令をするよう要求された。しかし、先例となるかかる命令を参照できなかつた。起りそうもない将来の展開のために準備するのは、裁判所の側の一つの試みであろう。裁判所は蓋然性にもとづいて行動する義務があるが、将来のインフレの範囲は、たしかに、裁判所が予告する事柄ではない。将来、関連する事情の変更が生じるとき、原告には変更の申立により救済を得る道

を残しておくべきだという。

② Mark v. Mark (一九八〇) 事件⁽²⁾

この事件において、一九七四年の離婚判決により、夫は妻に月一・四八三ドルの扶養料を支払うよう命じられた。扶養料はその後、一九七六年に一・六三五ドルに増額された。妻は一括払いおよび増額された定期的な扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、離婚判決を変更して扶養料を増額し、次のように判断している。すなわち、夫が適切な資産を所有し、証拠により、さきに変更された扶養料が、妻が離婚または変更のときの彼女の生活水準を維持するのに充分でないことが示されるならば、妻はインフレが原因で生活費が確実に増加するにつれて、扶養料の増額を請求する権利を有している。定期的な扶養料は月二・一二五ドルに増額されるという。

右にみた①の事例では、扶養料を変更するための判断の基準として消費者物価指数を採用したことが注目される。②の事例ではこれを具体的に適用している。すなわち、一九七四年に一・四八三ドルであったのが、二年後の一九七六年には一・六三五ドルに変更され、約一〇%の増額であり、さらに四年後の一九八〇年には二・一二五ドルに変更され、約二〇%の増額が認められた。当初からすれば、約六年の間に物価指数が一・三二倍に上昇したことを物語るものといえよう。

③ Southcott v. Southcott (一九八七) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦が離婚に際して作成した覚書に従い、夫は妻および子の扶養料を支払うよう命じられた。夫婦は覚書のもとで、互いに合意を強制することを除いて、どのような要求もしなかった。右の命令に続いて妻は職を離れた。彼女は熟練した技術をもっていたが、雇傭を求めることに失敗し、支出を抑制する努力もし

なかつた。夫は彼の収入に加えて、ボーナスおよび配当を受取るが、しかしそれらが継続する保障はなかつた。子は大学に登録し、学生ローンをうけている。妻は家族法典のもとで扶養料の増額と物価にスライドさせることを請求した。

裁判所はこれに対し、妻の扶養料増額の請求を棄却し、物価にスライドさせるに止め、次のように判断している。すなわち、扶養料の変更の申立について、裁判所は当初に決定された扶養料の額は判決の日現在で正確であることを認め、ついで当事者の事情がどの程度変更したかを考慮する。裁判所は扶養されている人の事情に重要な変更があつた場合にのみ、合意を変更することができる。ボーナスによる夫の地位は、妻が分け前を求める権利のない思いがけない幸運にすぎない。妻が彼女の金銭を適切に管理し、雇傭を求めるのに失敗したことは、彼女の地位を悪くした主な原因であつた。したがって、妻の扶養料を増額するのは合理的でなかつた。しかしながら、夫は彼の収入が妻の扶養料を増加させるに充分なほど増加しなかつたことを示せなかつたから、家族法典のもとで物価にスライドさせることは義務的なことであるという。

④ Marshall v. Marshall (一九八八) 事件⁽⁴⁾

この事件において、三十三年間の婚姻ののち、夫婦は一九七〇年に別居し、別居合意書を作成し、妻は永久的に扶養料の支払いをうける旨を定めた。妻は一九七二年に雇傭を得たが、彼女の財政的な事情は悪化し、さらに一九七七年にがんにかかつた。妻の収入は減少し、インフレが彼女の生活費をはげしく変更した。離婚手續において、原審が重要な事情の変更を理由に妻の扶養料を増額したので、夫が控訴した。

裁判所は夫の控訴を棄却し、次のように判断している。すなわち、別居のとき、妻が経済的に夫に従属する状況が存在し、別居合意書でこの点が認められた。インフレおよび妻の収入の減少は、以前の従属状態から生じる

急激な事情の変更を形成し、彼女の健康の悪化によって加重された。妻の困難な経験と婚姻から生じる従属的な関係の間には因果関係が存在しており、夫の請求は棄却されるべきだという。

右にみた③および④の事例に共通していることは、いずれも離婚前に夫婦間で覚書ないし別居合意書が作成されている点である。離婚を前提として別居するに当り、夫婦の共通財産を具体的にどのように分割するか、一方より他方へ支払うべき扶養料の金額、支払時期、支払期間をどうするか、婚姻による子があるとき、子の扶養料の額、子の監護・面接の具体的な方法をどうするか等々を予め協議して決定しておく。離婚後はかかる合意を具体的に実行していく。夫婦それぞれの立場とか社会状況に余り変化がない限り、合意の内容はとどこおりなく実現されていくにちがいない。だが、ひとたびこれらの前提条件をくつがえすような重要な事情の変更が現われるとき、覚書ないし別居合意書で決定した内容をそのまま実現していくことが、かえって正義・衡平の観念に反する結果を招来する。右の二つの事例でインフレによる物価の上昇が重要な問題となった。③の事例では妻による扶養料増額の請求は、彼女自身の生活態度を考慮した結果、認められなかったが、インフレによる生活費の上昇は裁判所も認めるところとなっている。また、④の事例では別居合意書により夫は妻に永久に扶養料を支払う約束をしていたが、妻の財産状況および健康問題を考慮し、さきの③と同様にインフレの影響を認め、物価指数の上昇に応じて妻の扶養料を増額したのも妥当な判断といえよう。

(1) R. F. L. vol. 17, p. 71.

(2) R. F. L. 2d. vol. 18, p. 283.

(3) R. F. L. 3d. vol. 10, p. 326.

(4) R. F. L. 3d. vol. 13, p. 337.

2 財政状況の変化

毎週、毎月または半年毎に扶養料として一定の金額を支払うことが夫婦間の合意または裁判所の判決により決定されたのち、支払う側も受領する側も、いずれの経済状況にも変化がなく、そのままの状況が継続されていくならば、扶養料の変更といった問題は多分生じないにちがいない。だが、ときには扶養料を支払う側、受領する側の収入が当初の予想に反して増加したり、減少したりすることも生じよう。このような場合、支払う側からみて自分の収入が減少するならば、それに応じて扶養料の減額を請求し、受領する側の収入が増加していることを知れば、同じく減額を請求する。これとは反対に、受領する側からみて、自分の収入が減少するとき、扶養料の増額を請求する。これが普通の例であろうが、ときには支払う側が自分の収入が増加したことにより、自発的に扶養料を増額するとか、反対に受領する側が他方の収入の減少を知り、自発的に扶養料の減額を求めることもまれに予想されよう。

いずれにしても、扶養料を支払う側、受領する側の双方または一方に生じた財政状況の変化が、いちど決定された扶養料の額の増加または減少を招来する重要な要因となることはまちがいない。

イ 収入の増加

① Galuppi v. Galuppi (一九八八) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五九年に婚姻し、一九七七年に別居した。家族法改正法典のもとで、妻は月に二〇〇ドルの扶養料を得た。妻は美容師として働いたが、より高度の収入を得ようと考えることもなく、彼女のライフ・スタイルを変えようとも思わない。彼女は現在、健康問題でなやんでおり、より良い雇傭も望めない。

夫の収入は、当初の命令以後、増加していた。妻は扶養料の増額を請求し、夫は減額を求めた。

裁判所はこれに対し、双方の請求を棄却して次のように判断している。すなわち、妻の請求について、彼女が自活しようとして失敗したのは、彼女が意識して適切な手段をとらなかつたことに起因している。彼女が現在、より多額の扶養料を必要としている事実は、扶養料の増額を正当化することはなく、したがって扶養料の増額に関する妻の申立は棄却されるべきである。また、他方で夫による扶養料減額の請求に対し、家族法典の第三十三条に列挙されたとの要件によつても、扶養料を支払うための資産が存在する限り、夫が自分の現在または将来のニーズを満足させることができないとしても、それが彼自身の過失に起因するならば、扶養料の完全な免責を正当化することはない。したがって、妻の扶養料はいぜんとして月に二〇〇ドルとされるべきだという。かくして、双方の請求は認められていない。

② *Davies v. Davies* (一九九一) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九六一年に婚姻し、一九七五年に別居した。彼等は包括的な別居合意書を作成したが、扶養料に関する規定は重要な事情の変更が生じた場合には変更できる旨を明示していた。この規定は離婚判決の中に取り入れられた。婚姻中、妻は規則的な労働をしなかつた。婚姻および彼女の不動産に原因する感情的な問題が生じた。別居後、彼女は勉学の度を高めたが、自活するための専任の仕事を得ることも、それを維持することもできなかった。彼女は健康を害し、仕事ができる望みは少なかつた。現金を得るために資産を売却したり、彼女の子から金銭を借用しなければならなかつた。他方で夫の側の事情は好転し、彼の収入は年に二六六・〇〇〇ドルから一三二・五六八ドルに増加した。そこで、妻は離婚法のもとで扶養料の増額を請求した。

裁判所はこれに対し、彼女の請求を容認し、次のように判断している。すなわち、合意書は最終的な協定では

なく、重要な事情の変更を生じた場合には、扶養料を変更することが予想されていた。妻はやつと糊口をしのいでいるにすぎず、合意書に署名したときに予定していた経済的な自活にいたっていなかった。予定が失われ、失敗したことは、変更を正当化することができる事情の変更を明示している。変更の範囲を決定するに当り、裁判所は何が適切かつ妥当であるか、以前の命令または合意によって拘束されることはなかった。たとえ妻のニーズが彼女の病気によって影響をうけるとしても、それは婚姻と因果の関係はなかった。このような事情のもとで、扶養料は月に二・〇〇〇ドルに増額されるべきだという。

右にみた①の事例で妻は扶養料の増額を請求し、夫は反対に減額を求める。まず、妻の側の事情をみよう。彼女は月に二〇〇ドルの扶養料を得て、美容師として雇われ、一応の生活を営んでいる。とくに生活に困っている様子も見当らない。もっとも、彼女は自活しようとして失敗したといわれるが、もし彼女が腕をみがいて努力すれば、独立して美容院を立派に経営できたことを意味しているのであろうか。彼女の側には夫に扶養料の増額を請求する必要があるとするような重要な事情の変更は何も見当らない。では、夫の側はどうか。ここで家族法典の第三十三条が参照されている。同条は「扶養命令」と題し、第一項で、「裁判所は申立により、ある人に彼女は彼女の扶養家族のため、扶養料を支払うよう命じ、扶養料の額を決定することができる」とし、第九項では扶養料の金額および期間を決定するために考慮すべき要件を(a)ない(m)に十三項目にわたって列挙している。本件において、夫が扶養料の減額を請求する理由は何の項目にも該当しないというわけであろう。夫の収入は増加しており、反面で扶養料の減額を正当とするような重要な事情の変更が何も見当らない以上、夫の請求が認められる余地はない。

また、②の事例では扶養料に関する規定を含めた別居合意書が作成され、「重要な事情の変更が生じた場合は変

更できる」旨を定め、これが離婚判決に取り入れられたことが大きな役割を果すことになった。明らかにされたところによれば、妻は当初月に五〇〇ドルの扶養料を得て自活の道を志したが、健康を害し、やっと糊口をしのいでいる状況におかれている。結局、これが重要な事情の変更に該当すると判断された。他方で夫の収入は約十五年ほどの間に、年に六六・〇〇〇ドルから一三二・〇〇〇ドルと二倍強に増加していることを考え合わせる時、妻のための扶養料が五〇〇ドルから二・〇〇〇ドルへと四倍に増加されたとしても、金額として果して妥当かどうか、疑問なしとしない。

(1) R. F. L. 3d. vol. 11. p. 306.

(2) R. F. L. 3d. vol. 14. p. 14.

(3) 村井「家族法典一九八六年」神戸学院法学第二八卷三号六八頁―七一頁。

ロ 収入の減少

① Webb v. Webb (一九八四) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五五年に婚姻し、一九七五年に別居した。妻は一九七七年に離婚の訴を提起し、その後、家族法改正法典のもとで夫婦財産の分割を求めた。夫婦は一九八一年に合意書を作成し、それによれば夫は妻に四二・〇〇〇ドルを一括払いし、月に一・七七五ドルの扶養料を定期的に支払う旨を定めた。合意書では、当事者の事情に関係なく、定期的な扶養料は変更しないと明記していた。一九八二年に離婚判決が言渡され、それによれば、定期的な扶養料の支払いに関する規定はあるが、変更しない旨の定めはない。判決言渡後、夫は悲劇的な財政的損失を蒙った。一九八二年六月、夫は定期的な扶養料の減額および未払額の取消しを求めた。原

審が夫の訴えを理由なしに棄却したため、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を容認して事件を原審に差戻し、次のように判断している。すなわち、扶養料を変更する管轄権は一九六八年の離婚法の第十一条二項に見出される。合意が現存する状況を基礎とし、夫婦により離婚後の扶養料が自由に決定されたとき、正義のためには扶養料を変更することが必要であることを示す責任は重大である。夫婦および彼等の弁護士は、夫がきわめて多額の金銭を享有するにちがいないと信じて、合意に達していた。だが、このようなことは起りそうもない。原審は請求が棄却されるための理由を何ものべていないから、支払われるべき扶養料の額を決定することができない。それゆえ、本件は扶養料の適切な変更を決定するため、原審に差戻すべきだという。

② *Thombs v. Thombs* (一九八八) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九八一年に婚姻し、一九八六年に最終的に別居するまでに、別居を七回くり返していた。同年三月、彼等は離婚手続において覚書に署名し、夫は妻のために月に五〇〇ドルの扶養料を支払う旨を定めた。一九八六年四月、夫は負傷し、彼の収入は月に二・二〇〇ドルから、労働者災害補償給付としての月に一・三七六ドルに減少した。この給付は一九八七年六月に終了した。それ以前、一九八六年五月に離婚判決が言渡された。妻の収入は月に八〇〇ドルから一・四〇〇ドルに増加した。だが、その後、妻が負傷し、労働者災害給付を受け始めた。そこで、夫は扶養料を減額するか、取消すよう請求した。

裁判所はこれに対し、未払額を減額し、将来の支払いを取消し、次のように判断している。すなわち、一般的に変更の申立において、裁判所は命令をした時以降に生じた事情の変更についてのみ関心がある。したがって、裁判所は覚書が作成されたときまで、命令より過去にさかのぼるべきではない。一九八七年六月に、妻の改善さ

れた地位および夫の労働者災害給付の取消しによる重要な事情の変更があった。同月頃、妻の熟練の度合いが回復され、彼女は職場で重要な地位を占めていた。したがって、扶養料支払命令の目的は達成され、扶養料は終了されるべきである。彼女がその後、労働者災害給付をうけたという事実は関係がない。したがって、一九八七年以降の未払分および将来の扶養料は終了されるべきだという。

右にみた①の事例でも合意書が作成され、その中で、当事者の事情に関係なく、定期的な扶養料は変更しないと明記されたという。このような規定が絶対的な効力をもつとは考えられない。扶養料を決定したときの当事者双方および社会状況にその後に必要な事情の変更のない限り、合意した扶養料は変更しないという趣旨と理解すべきことはいうまでもない。また、離婚判決には右のような変更をしない旨の規定がないというのは、当り前のことであり、重要な事情の変更が認められれば変更への道が開かれることになる。ここではその内容がわからないが、夫が悲劇的な財政的損失を蒙ったという事実が重要な事情の変更を構成しよう。

また、②の事例では、覚書により夫が妻に月に五〇〇ドルの扶養料を支払う約束をした。その後、夫が負傷し、労働者災害給付をうけても収入が半減する事態になった。当初に約束したとき、夫は月に二・二〇〇ドルの収入があり、妻に五〇〇ドルを支払っても十分に生活できるはずであった。だが、突然の負傷という重要な事情の変更により、妻への扶養料の支払いどころか、自分の生活を維持することも困難になった。反面、妻は仕事の熟練度を増し、収入も増加している。もはや夫の扶養料にたよる必要は無くなっていよう。

③ Lemon v. Lemon (一九八八) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は一九六五年に婚姻し、一九八一年に別居した。一九八二年の離婚判決には扶養料に関する合意が含まれていて、それによれば、夫は妻および子の扶養料として月に三・五〇〇ドルを支払うことに

なっている。続く数年間、夫の財政的地位は年収八四・七〇〇〇ドルから七五・〇〇〇ドルに低下した。妻はフルタイムの雇傭を得ている。両者は合意で扶養料の最低額を取決めるつもりであった。夫は家族法典のもとで、収入の低下を理由に妻の扶養料の減額を請求した。

裁判所はこれに対し、夫の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、当事者の財政的な地位が変更することは、合意の時点で予見することができた。当事者は妻が仕事に戻る可能性を予見しており、彼女が自活の手段を達成したときに合意を終了させる根拠は何も見当らない。したがって、扶養料変更の請求は棄却されるという。

右にみた③の事例では、夫婦間で予めなされた合意にもとづいて、妻および子のための扶養料が決定された。しかも、その合意は最低額としての取決めのもりであったという。つまり、将来なんらかの事情の変更にもとづいて必要な扶養料の支出が増加し、または反対に支出が減少することがあっても、これだけは必ず保障されるという意味で、月に三・五〇〇ドルという金額が決定されていた。夫の収入の低下も妻がフルタイムの雇傭を得ることも、すべて織り込みずだというのであろう。とはいえ、当初の予想に反するような重要な事情の変更が生じなかったことは幸であった。

④ Scott v. Scott (一九八〇) 事件⁽⁴⁾

この事件において、一九七一年の離婚判決により、夫は妻に扶養料を支払うよう命じられた。支払いは一九七五年まで履行された。一九七五年一月に夫は妻に手紙を書き、彼が支払い不能の状況にある旨を伝えた。妻はそれを受取りながら、彼女の弁護士(夫の知らない)に相談した以外に何もしていない。手紙を出したとき、夫は裁判所に仮判決の規定の変更を請求したが、妻は一九七八年一月まで何の手段もとらず、ここではじめて強制

執行令状の発行を請求した。請求の日に未払額は一八・三〇〇ドルであった。令状の発行が認められたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を容認し、次のように判断している。すなわち、裁判所は扶養料の未払額を取消したり、変更したりする管轄権を有していた。扶養料を支払う必要性および支払いの可能性は、債務者が救済を与えられるべきかどうかを決定するについて、きわめて重要な意味をもっていた。三年間、何もしないことにより、妻は救済をうける必要のないことを表示していた。妻は夫の財産について判断をまちがえていたわけではない。このような事情のもとで、妻は、手紙を出した一九七五年から一九七八年一月までの間に生じた未払金の支払いを強制することはできなかった。したがって、控訴は認められる。しかし、一九七八年以降の事情に関連して訴える妻を損うことはないし、請求の日以降に生じた支払いの取消しまたは変更を訴える夫の権利を損なうこともないという。

右にみた④の事例では、扶養料を支払う夫の側が何らかの原因で自分の生活を維持するために支出する費用が増大したため、扶養料の支払いまで手が廻らない事態が生じている。夫の手紙によれば、「私はまさにあなたにこれ以上、金銭を支払うことができない状況におかれています。これはまじりけのない真実です。ここで私の収入は以前の三分の一にも足りず、しかも生活費は実際に高騰しています。私の貯えはすっかり空になりました」と訴えている。扶養料の支払いに合意したときには予想されなかったような重要な事情の変更が生じたにちがいない。それは支払いに合意したのち四年を経過したときであった。妻はその後の三年間、夫の側の実情を私りながら、扶養料の支払を請求することはなかった。裁判所はこれを、妻が救済をうける必要のないことを表示したものと理解する。このような理解が正しいとすれば、妻の側にはもはや夫から扶養料の支払いをうける必要

のない程度に経済状況が充実にしている、つまり夫の側とは反対の意味において、支払いをうけるのに合意したのち、その必要を否定するような重要な事情の変更が生じていると考えてまちがいないのではあるまいか。

- (1) R. F. L. 2d. vol. 39. p. 113.
- (2) R. F. L. 3d. vol. 15. p. 83.
- (3) R. F. L. 3d. vol. 14. p. 122.
- (4) R. F. L. 2d. vol. 20. p. 278.

3 自助努力

離婚後に夫婦の一方が他方より扶養料の支払いをうけると、扶養料を有効に使用することはもとより、それに加えて、自分の生活を維持するため、自分の側でも可能な限りの努力を払うべきことが要請される。このような努力をしても、支払いをうける扶養料では自分の生活を十分に維持できないと判断するとき、扶養料の変更を請求することができる。つまり、扶養料の変更を請求するについては、右のような意味での自助努力が要請されるわけである。自分の側でしようと思えば可能なことを何もしないで、支払いをうける扶養料のみでは生活できないとの理由で、扶養料の変更を請求しても、そのような身勝手な請求は認められない。いくつかの事例をみると、扶養料の変更を請求する場合でも、右のような意味で自助努力があったと認められるときと、そうでないときは、扶養料の変更を認めるかどうか、認めるとしてどの程度のものにするか、裁判所の判断に大きな差がついていることがわかる。

- ① Wakeford v. Wakeford (一九八七) 事件⁽¹⁾

この事件において、二十二年間の婚姻生活のち、夫婦は一九八二年六月に別居した。二人の子はすでに独立している。別居後、妻は一九八三年九月まで扶養料として月に三〇〇ドルの支払いをうけていたが、その後、月に四五〇ドルに増額され、さらに一九八六年三月には再び二二五ドルに減額された。妻はウエイトレスとしての仕事に従事するが、夫は妻がより良い収入を伴う仕事を探すよう要求する一方で、扶養料の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料を月に三〇〇ドルに増額し、次のように判断している。すなわち、妻は適切な雇傭を得べく満足のいく努力をしたが、同じ分野で妻が良い仕事を得ることは彼女にとって余りにもむづかしい。彼女は自分自身を適切に養うことが不可能であるから、月に三〇〇ドルの扶養料をうける権利があるという。

② *Alonzo v. Alonzo* (一九八五) 事件⁽²⁾

この事件において、一九八二年十二月、裁判所は夫婦の合意にもとづいて扶養料の支払いを命じた。それにより、夫は一九八三年十月まで、毎週、妻に五〇ドルを支払った。命令がなされたとき、妻はパート・タイムで働いていたが、近い将来にフル・タイムの仕事を得ることができると考えていた。夫は命令を尊重したが、妻はフル・タイムの仕事を見失うしなかつた。その後、妻の労働時間は減少し、彼女は扶養料の変更を請求した。裁判所はこれに対し、妻の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、命令がなされたとき、当事者は妻の労働時間が減少する可能性を予期すべきであった。この可能性は、どのようなウエイトレスの仕事にも含まれる要因の一つであり、重要な事情の変更を構成するものではない。夫は妻が永続的な地位を得ようとしなかつたことについて全く関係がない。妻は自活することが可能であった。そして、婚姻から生じたと考えられるどのようなニーズも、以前の扶養料支払命令によって満足させられていた。妻は他の独身の女性と同じ地位にあった。夫は妻に、彼女が再び自立することができるようにするための過渡的な手当てを支払っていた。彼女は現在、

彼女自身の扶養料で責任を果すべきだという。

右にみた①の事例では、妻が夫より月に二二五ドルの扶養料を得てウエイトレスの仕事に従事するが、その仕事により収入を加えても満足な生活を維持できない。夫も妻により良い収入を伴うような仕事を探すように要求する。ここで妻の自助努力が必要になるわけであり、彼女は適切な雇傭を得ようとするが、ほかに身についた特技があるわけがなく、努力も全く効を奏さなかった。結局、妻の自助努力が認められたため、扶養料が増額されることになっている。これとは対象的に、②にみた事例では、妻がパート・タイムでウエイトレスの仕事に従事しており、自助努力をすればフル・タイムの仕事を得る可能性が存在している。だが、彼女はそのため努力を少しもせず、労働時間の減少を理由に扶養料の増額を求め、自活することができず現状にありながら、収入を増加する努力を少しもしない。自助努力をつくしたかどうかにより、①と②では結論が全くちがっていることはつきりと理解できよう。

③ Rohrich v. Rohrich (一九八九) 事件⁽³⁾

この事件において、一九八七年二月、九年間の婚姻生活のち、夫婦は別居合意書に署名したが、そこには妻の扶養料を月に五〇〇ドルと定めていた。また、扶養料は一九八九年二月に再検討されることになっていた。この頃、妻の収入は年に一二・〇〇〇ドルに増加していたので、夫は扶養料の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いを終了させ、次のように判断している。すなわち、変更を考慮するための調査は、合意書の抜け目のない規定の適用をうける。当事者がある期間のうちに扶養料を再検討する約束をするとき、期間の経過は重要な事情の変更である。扶養料の支払期間を決定するに当り、当事者の約束が意図することが最も重要な事柄である。合意によれば、当事者の目的は、妻が自活できる状態に入ることができるように

なるために、過渡的な扶養料を支払うことにあった。妻のニーズは継続しているが、彼女の資産は扶養料と同程度に増加していた。妻は当事者が予期していた自活の標準に達しており、したがって扶養料の支払いは終了されるべきだという。

右の③の事例では、月に五〇〇ドルと定められた夫から妻への扶養料は、二年後に再検討する旨が予め決定されていた。その間に妻は扶養料を支えにして自活できるよう自助努力すべきことが期待されている。二年後に自活できる状況にあることが認められれば、扶養料の支払いは終了されようし、まだ自活できないと認められれば、扶養料の支払いを継続するというのであろうか。期間の経過は重要な事情の変更と指摘されるが、単に二年が経過したということではなく、その間に妻が自活を目指してどのように自助努力をしたか、その結果を考慮することが予定されている。ここでは肯定的な答えが出たため、それが重要な事情の変更に当たるとし、扶養料支払いの終了をきたしたものと思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 7. p. 377.

(2) R. F. L. 2d. vol. 48. p. 93.

(3) R. F. L. 3d. vol. 22. p. 410.

4 失業

離婚後、夫婦の一方が他方のために扶養料を支払う旨を合意し、または裁判所より支払いを命じられた場合、企業に雇われ、または独立して事業を営み、順調に収入を得ていたとしても、その状況がいつまでも継続する保障はない。ときとして、雇われている企業が倒産し、または自分の経営する事業が左前になったために失

業の運命に直面し、扶養料をそのまま継続して支払うことが不可能となる事態も当然に予想される。それが現実となるときでも、雇傭されている企業の倒産のように、自分自身にかかり合いない原因による場合と、自分の経営手腕に原因する場合には大きなちがいがあろう。ときには自発的に失業を招来する場合も考えられないことはない。なお、右にみた例と全く反対に、扶養料の支払いをうける側に同じような事情が生じることも考えられる。

① *Sheerman v. Sheerman* (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は十年間、婚姻を継続し、三人の子があるが、一九八三年に別居した。彼等は不動産を所有しておらず、わずかな家具および二台の古い車、三〇〇ドルの現金しかなく、現在、夫婦とも仕事がない。夫は木工職の道具を所持している。また、彼等は連帯して四・〇〇〇ドルの債務を負っている。一九八三年に別居したとき、夫は仕事に従事しており、妻に月六〇〇ドルの扶養料を支払うよう命じられていた。ところが現在、夫は失業しており、家族法改正法典の規定により、扶養命令の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の未払額の支払いを延期し、次のように判断している。すなわち、夫は現在失業しているが、本申立による実質的な問題は、彼の失業が彼の選択によるものか、または彼にとって不本意なものかという点にある。妻の宣誓供述書によれば、もし夫が希望すれば、以前の職場で働くことは可能であった。蓋然性からいえば、夫は近い将来、彼の雇傭を回復することができる。しかし、彼は自分の意思で失業を選んだとは考えられない。一九八三年の命令以降に重要な事情の変更が生じたと認めなければならぬ。それゆえ、未払額の支払いを延期するという。

② *Roulston v. Roulston* (一九八八) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九七五年に婚姻し、一九八三年に別居した。彼等は最終的な別居合意書を作成したが、それによれば、とくに配偶者の扶養料について規定していた。夫は妻に対し、五年以内に妻が他男と再婚もしくは同居するか、または他男との間に子が生まれるまで、月に四〇〇ドルの扶養料を支払うというのである。妻が自活できるようになったとき、扶養料の支払いを終了させる旨の定めは何もなかった。合意にもとづいて、妻は扶養料支払いの命令を得た。その後、夫は彼の仕事を自発的に変更したため収入が月に二・二〇〇ドルから一・三六〇ドルに減少した。妻は熟練した仕事はほとんどできず、パート・タイムで働いていた。夫は家族法典のもとで扶養料の減額また終了を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の支払いを継続し、次のように判断している。すなわち、合意書も裁判所の命令も、扶養料の終了する日について定めていない場合、裁判所は扶養料の必要性がもはや存在しないとき、それが終了することを暗示できる。妻はいぜんとして扶養をうける必要性があるが、しかし彼女の要求は永久に継続すべきものと推定することはできない。夫の収入が減少したことは、彼自身が選択した結果であり、重要な事情の変更には当たらない。したがって、扶養料および未払額の取消しを求める夫の請求は棄却されるべきだという。

右にみた①の事例では、一九七二年に婚姻して以降の十年間、夫は木工職の仕事に従来していたが、一九八三年に別居したのちに失業した。裁判所も指摘するように、彼が自分の意思で失業の道を選んだのか、そうではなく、不本意ながら強制的に職を失ったのかにより、扶養料の問題に関連して結論がちがってくる。彼が自分の意思で職を辞したのであれば、そのために妻の扶養料を支払うことが不可能もしくは困難になることは十分に承知しているはずであるから、自分の側から自分の失業を重要な事情の変更に当たると主張できない。反対に自分の意思と関係なく、職を無くしたのであれば、これは正に重要な事情の変更と主張することができよう。①の事例

はこのような趣旨を明示し、ここでは重要な事情の変更が生じたと認めている。また、②の事例では夫の自発的な仕事の変更が問題になる。彼は別居前の一九八〇年十二月よりあるマーケットに勤務し、一九八八年三月末まで月に二・二〇〇ドルの収入を得ていたが、同月四月よりある食品店に転職し、収入は月に一・三六〇ドルと約六〇％に減少した。しかも、夫は自発的にこのように仕事を変えることにより、収入の減少をきたし、ひいては妻の扶養料の支払いもむつかしくなる結果を招いている。さきにもた①の事例によれば、夫の自発的な転職は失業ではないが、収入の減少する点では同じであり、これを夫が自ら重要な事情の変更と主張しても認められまい。

③ Ontario (Director, Family Support Plan) v. Burges (一九九四) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は一九八〇年に別居合意書を作成したが、それによれば、「これは最終的なものであり、重要な事情の変更が生じた場合にのみ、変更の対象になるにすぎない」という。夫は雇傭の継続する間、毎月の妻の扶養料を支払うことができた。だが、夫は一九九二年に年収一〇〇・〇〇〇ドルの仕事を失った。扶養料の未払額は増大し、彼の財産を抵当に入れたり、売却せざるを得なくなった。妻の息子は婚姻し、彼等夫婦の共同の収入は年に五〇・〇〇〇ドルであった。夫は彼自身の収入が無くなったこと、高齢になったこと、妻の息子に収入があることは、重要な事情の変更を構成する旨を主張した。なぜならば、家族法典のもとで子は親を扶養する義務があると主張できるからである。夫は別居合意を変更し、二八・六〇〇ドルの未払金は減額されるべきことを請求した。

裁判所はこれに対し、請求の一部を認容して次のように判断している。すなわち、一九八六年の家族法典は裁判所が息子に彼の母の扶養を命じるけれども、かかる命令は本件において適切ではない。とくに妻が息子に扶養を請求していないからである。息子には彼および彼の妻のニーズ以上の実質的な収入も資産もない。妻の息子に

収入があることは重要な事情の変更であるとする夫の主張は棄却されるべきとしながら、妻に対する未払額のうち一・〇〇〇ドルの支払いを命じている。

この事例で問題となる一九八六年の家族法典は第三十二条で「親を扶養する子の義務と題し、「未成年でないすべての子は、子を世話し、または扶養料を支払ってきた彼または彼女の親のため、子がそうすることが可能な範囲において、必要に応じ、扶養料を支払う義務を負う」と規定している。⁽⁴⁾ところで、ここに登場する息子は「母の」息子であるが、「夫の息子」ではない。息子といわれる人と夫との間に血縁関係はない。夫からみれば「妻の息子」にすぎない。したがって、両者の間に第一次的な扶養の権利・義務の関係は存在しない。夫の失業が自分の意思に反するものであったとしても、現実に経済的に余裕のない「妻の息子」に収入のあることを、合意書の規定をたてにあって重要な事情の変更になると主張しても、認められないのが当り前ではなからうか。扶養料の未払額が減額されただけでもよしとすべきであらう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 37. p. 221.

(2) R. F. L. 3d. vol. 14. p. 131.

(3) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 451.

(4) 村井「家族法典 一九八六年」神戸学院法学第二八巻三号六八頁。

5 再婚

離婚した夫婦は、その後の新しい生活を開始する。そのまま独身を続ける人もあらうし、新しい伴侶を得て再婚する人も出てこよう。扶養料を支払う義務を負っている側が再婚するとき、新しい配偶者との共同生活が始まることで経済的な事情も変わってくる。再婚によってもこれまで支払ってきた扶養料を継続して支払う経済的

な余裕があれば、とくに問題はない。だが、再婚によってこれまでの扶養料の支払いが困難になる事態も当然に予想される。この場合、扶養料の減額などを請求することが認められるのか、認められるとして、どのように判断されるのであろうか。これとは反対に、扶養料の支払いをうけていた側が再婚し、新しい配偶者が経済的に裕福であれば、支払う側から扶養料の減額などを請求することもあろう。しかし、再婚によってかえって経済的に困難な状況になったとき、扶養料の増額を請求することができるのか。いろいろの問題が考えられる。

① Wirtz v. Wirtz (一九八四) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六〇年に婚姻し、一九八〇年に別居した。そして、一九八三年に離婚判決が言渡された。判決には夫婦が覚書で合意した事項が取り入れられた。覚書および判決により、妻は月に九〇〇ドルの扶養料を受け取っていた。離婚後、夫は再婚し、収入は以前と同じであったが、後妻は彼女の仕事を失ってしまった。そのため、夫は妻の扶養料の支払いが困難となり、扶養料の変更を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料の額を月に六五〇ドルに減額し、次のように判断している。すなわち、当事者が覚書に署名したという事實は、それ自体、離婚法第十一条二項に従って扶養料を変更するについて、裁判所に影響を及ぼすことではないであろう。それぞれの事件において、当事者は彼等の約束が永続的で変更できないものであることを意図していたかどうかを決定するため、事実を検討しなければならない。ここでは、覚書は審理中の手続における判断に同意する以上のもではなかった。当事者のどちらか一方が、この合意は変更されないものと期待していたことを示唆するものは何もない。後妻が再雇傭されることが予期に反して不可能になったことが、失業保険の支払いをうける彼女の権利を偶発的に終了させてしまった。このことは、離婚判決が言渡されたのちに生じた重要な事情の変更を構成する。したがって、扶養料の支払いは減額されるという。

② May v. May (一九九二) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九六二年に婚姻し、一九八四年に別居した。離婚手続で夫は妻および子の扶養料の支払いを命じられた。当時、妻は仕事をしていなかったが、彼女が技術を上達させ、雇傭を得るものと期待されていた。夫は他の女性と再婚したが、彼女は手に職がなく、夫が彼女の二人の子の責任まで引受けた。妻は職業をもつ他男と再婚した。そこで、夫が妻の扶養料の支払い終了を請求した。

裁判所はこれに対し、扶養料を減額し、次のように判断している。すなわち、当初の扶養料は婚姻より生じる妻の経済的不利益を救済するために与えられてきた。新しい関係が創設されたにもかかわらず、それを維持することはもはや正しくない。前配偶者はいぜんとして扶養料の支払いをうける必要があることを立証しなければならぬ。これが立証される限り、彼女の扶養料は終了されるべきではない。すべての事情のもとで、彼女の扶養料は月に二六・〇〇ドルから八〇〇ドルに減額されるべきだという。

右にみた①の事例では、離婚後に夫のみが再婚している。再婚を決意するに当り、夫は後妻が職についており、彼女自身にも収入があることを前提としたにちがいない。それにより、離婚しても前妻のために従来どおり扶養料を支払うことができる。だが、予期に反して後妻が失職したため、夫は前妻および後妻の双方を扶養しなければならぬ事態になった。また、②の事例では、離婚後、夫婦が双方とも再婚している。夫の後妻は手に職がなく、加えて彼女の二人の連れ子まで夫が扶養しなければならない状況にある。他方、妻の再婚相手は職業についているし、彼女自身も雇傭を得ることが期待される。二つの事例を夫の立場から比較してみれば、前者では後妻の扶養を第一次的に重視しながら、前妻の扶養料も引続いて支払うことが要請される。後者では前妻の扶養はそれほど気にする必要はない反面、後妻の扶養を第一次的に重要視しなければならない。このような比較考量の結

果、①の事例では妻のための扶養料が月に九〇〇ドルから六五〇ドルへと、七十二％に減額されたのに対し、②の事例では月に二六・〇〇〇ドルから八〇〇ドルへと、三〇・七％にまで減額される結果になったものと考えられる。

③ Spencer v. Butterfield (一九九二) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は一九五六年に婚姻し、一九七八年に別居した。一九七九年に夫婦は別居合意書を作成し、扶養料は重要な事情の変更が生じたとき、変更の対象になる旨を定めていた。その後、両者とも再婚した。妻は再婚を維持しているが、夫は後妻と別居している。夫の年収入は一九七九年の合意時の一五二・〇〇〇ドルから一九九一年には八七・〇〇〇ドルに減少した。夫はまた後妻に月に二・〇〇〇ドルを支払っている。最初に夫婦が別居したとき、妻の収入は年に一・三四〇ドルであったが、一九八八年に彼女はフル・タイムの雇傭を得て、年に三〇・〇〇〇ドルを得ていた。彼女はその仕事を一九八八年に止め、不動産業を始めた。彼女の収入は最小限度にすぎないが、純財産は四六〇・〇〇〇ドルである。彼女の再婚の夫には月に約三・〇〇〇ドルの退職年金が入る。このような事情のもとで、夫は彼女のために月に一・三五八ドルの扶養料の支払終了を請求した。裁判所はこれに対し、夫の請求を認容し、次のように判断している。すなわち、配偶者の収入の変化および彼等の第二の關係による財政的な効果は、裁判所が扶養料の額を変更することを可能にするに充分な重要な事情の変更を構成する。妻の再婚は、それによって扶養料をうける権利を失わせるものではない。しかし、扶養料は生涯、固定された年金ではない。妻は彼女の再婚によって彼女のライフ・スタイルを縮小する道を選んでおり、彼女のニーズはこのように縮小された標準によって測定されるべきである。これを基礎にすると、彼女は、彼女自身または彼女の二度目の夫の扶養によって満足できないとする必要はない。したがって、扶養料の支払いは

終了されるべきだという。

ここで夫婦の別居合意書によれば、扶養料は重要な事情の変更が生じたときは変更の対象になる旨を定めているが、かかる規定の有無に関係なく、そのような事情が認められるとき、扶養料の変更ができることはいうまでもない。また、ここではさきにもた③の事例と同様に、夫婦双方とも再婚している。問題になるのは再婚後の事情である。夫の側をみれば、年収は約十一年間に一五二・〇〇〇ドルから八七・〇〇〇ドルへと、約五十七%に低下し、しかも後妻と別居したのち、彼女に月に二・〇〇〇ドルの扶養料を支払う。一方、妻の側の年収は一・三四〇ドルから三〇・〇〇〇ドルへ、約二十二倍に増加し、ほかに資産も所有しながら、ライフ・スタイルを縮小しており、加えて彼女の夫には退職年金がある。別居時と現在とでは夫婦それぞれのおかれている経済的な事情は大きく変化しており、まさに重要な事情の変更に当たるといわなければならない。

(1) R. F. L. 2d. vol. 42. p. 384.

(2) R. F. L. 3d. vol. 48. p. 432.

(3) R. F. L. 3d. vol. 40. p. 419.

6 退職

自分の責任において独立して企業を経営し、事業を学んでいるとき、退職ということは考えられない。ここに退職というのは、企業に勤務している人が定められた年齢に達したとき(いわゆる停年)、または停年と関係なく、自分の都合で職を辞退することを意味している。退職するまでは経済的にも余裕があり、夫婦間の合意または裁判所の命令によって扶養料を支払ってきたとしても、停年と同時に給料の支払いはなくなり、たとえば年金生活

に入るとすれば、収入は大きく落ち込んでくるし、自発的に退職するときでも、その後の事情によっては収入が減少することになる。いずれにしても、これまで扶養料を支払っていた人が退職することは、その後の扶養料の額の変更を招来する原因となる場合が多いにちがいない。

① Hood v. Hood (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は二十五年間の婚姻ののち、一九七九年にいたって別居し、別居合意書を作成した。それによれば、妻が再婚するまで夫は妻のために扶養料を支払う旨が定められていた。合意書にはその内容を変更するための条項はなかった。一九八九年に夫は早期の退職を余儀なくされ、彼の収入は四〇・〇〇〇ドルから一七・〇〇〇ドルに減少した。同時期に妻の収入は相続の結果、二一・〇〇〇ドルから三〇・〇〇〇ドルに増加したので、夫は扶養料の支払いを停止した。妻は合意書にもとづいて再婚するまで扶養料の支払いを請求し、夫は額の減少を求めた。

裁判所はこれに対し、扶養料を月に七五〇ドルから一五〇ドルに減額し、次のように判断している。すなわち、妻は合意書を提出して再婚までの扶養料を請求するが、夫はもし重要な事情の変更があれば、合意書の内容の変更を求める権利を有していた。変更のための規定が設けられていないことは、債務者(夫)が法律のもとで合意を変更できないことを意味するものではない。契約のもとでの扶養料を減額するとき、減額は契約の意味・重要性を反映することにより、調節されることができる。したがって、扶養料は月に七五〇ドルから一五〇ドルに減額されるべきだという。

② Campbell v. Campbell (一九九一) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九五五年に婚姻し、一九八三年に別居し、一九八八年に離婚した。作成された覚

書に従い、夫は扶養料の支払いを命じられた。覚書によれば、夫の退職は扶養料支払命令を変更するための充分な要因とされていた。覚書作成のとき、夫の年収入は二〇七・八〇〇ドルであり、早期退職の有資格者であった。一九九〇年に夫は彼の弁護士に、彼は一九九三年に退職する計画であるので、妻に対する扶養料を減額すること並びに彼女はそのためへの準備をすべきことを妻に通知するよう依頼した。通知をうけた彼女は資産を処理する手段をとったり、彼女の財源を再構成しつつあった。ところが、夫は一九九一年に何の説明もなく、早期の退職を選んだ。その結果、彼の収入は減少したが、彼はいぜんとして基本的な資産を所有していた。離婚以来、妻の財政的な地位は改善されていたが、いぜんとして夫の援助を必要としている。夫は離婚法のもとで扶養料の減額を請求した。

裁判所はこれに対し、夫の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、覚書のもとでは、夫の退職のみが扶養料の再考を正当化するにすぎない。自働的に夫の支払額を減少させることにはならない。一九九三年の退職を予告する手紙により、妻はその日まで扶養料を当てにできると信じ、これを基礎にして行動していた。本件のこのような事実には、約束による禁反言 (promissory estoppel) の原則が適用され、夫は一九九三年までの事情の変更を証拠として主張することは許されないといい。

右にみた①の事例でも、これまでと同様に別居合意書の規定が問題になった。妻が再婚するまで夫は妻に扶養料を支払うという。この意味を文字通りに理解すれば、妻が合意の翌日に再婚するとき、夫は扶養料を全く支払わなくてよい。反対に妻がいつまでも再婚しなければ、夫はいつまで扶養料を支払うことになる。では、この事例のように夫が途中で退職したときはどう考えるべきか。合意書に規定がなくとも、退職というような重要な事情の変更が生じたときはこの限りでない、とする趣旨が言外に含まれているものと理解すべきである。このよう

に理解するとき、退職による夫の収入が四十二％に減少する反面で妻の収入が一・四倍に増加した当面の事例で、妻の扶養料を二十％に減額したも合理的な処置と考えられよう。また、②の事例では、さきの①の事例と異なり、別居の際の覚書の中で夫の退職は妻の扶養料を変更する要因と明記している。問題になるのは夫の言動である。

夫は三年後に退職する予定であることを明言し、妻にそのための準備をするよう促しながら、一年経過したときに退職してしまった。妻は夫の退職後の準備を完了する暇もなかった。裁判所は、この禁反言 (estoppel) の原則をもち出している。これは法の世界における fair play の現われであり、過去の行動と矛盾する主張を禁ずる英米法における重要な原則である。そして、ここでは表示による禁反言 (estoppel by representation) が働くことになる。夫が三年後に退職する旨を表示し、その表示を信じた妻が夫の退職後の経済的な準備に入ったところ、夫が表示に反して一年で退職してしまったため、表示を信頼した妻が不利益を蒙る結果となっている。表示に反した行動に出た夫が扶養料の減額を請求しても認められないのも当然のことといえよう。

③ Dances v. Dances (一九九四) 事件⁽⁴⁾

この事件において、夫婦は一九九三年九月に別居したときに覚書を作成したが、それによれば、夫は妻の扶養料として月に一・〇〇〇ドルを支払う旨を定めていた。だが、夫は今や退職し、彼の年収は覚書当時の約半分となっている。夫が扶養料の変更を請求したのに対し、妻は反訴で月に五〇〇ドルの扶養料の支払いを求めらる。

裁判所はこれに対し、一九九四年三月以降、夫は妻の扶養料として月に五〇〇ドルを支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、本件において、夫の収入が実質的に減少し、現に妻は扶養料を月に五〇〇ドルとすることを提案している。このような事情のもとで扶養料の変更を拒否することは、夫に不当な困難を課すことにならうという。

ここにみた③の事例は、さきの二例とちがって事実関係がきわめて簡明である。具体的には、覚書どおりに夫が妻のために月に一・〇〇〇ドルの扶養料を支払うことは、彼の退職で収入が半分になったことで困難をきたしている。時間的にみて夫は覚書の作成後、余り日時が経過しない間に退職しており、その退職が彼の意思によるものかどうかも明らかでない。だが、妻は夫の退職という事実を正面から認め、約束した月に一・〇〇〇ドルの扶養料を夫の収入の半減したことに直結し、自分の側から半分の五〇〇ドルにするよう積極的に求めている。このような場合、裁判所がこれ以外の判断をする余地は存在しないのではないかと思われる。

(1) R. F. L. 3d. vol. 25. p. 382.

(2) R. F. L. 3d. vol. 36. p. 284.

(3) 高柳 II 末延編 英米法辞典 一九六七年 一六四頁。

(4) R. F. L. 4th. vol. 5. p. 64.

四 おわりに

これまで共同生活を続けてきた夫婦がなんらかの理由で離婚しようとするとき、夫婦各自がそれぞれ相当の財産を所有しており、また自分の生活を維持していくための職業についていて、離婚後の生活の心配をする必要が全くないこともあろう。このような場合は、もともと夫婦の一方から他方に扶養料を支払うという問題も生じない。このようなまれな例は別として、大多数の場合、夫婦間の合意または裁判所の命令にもとづいて、定められた金額の扶養料を夫婦の一方から他方へ支払うことになる。だが、いちど決定された扶養料の支払いも、それが永久不変のものではない。ときとして、そのまま継続することが不合理な事態が生じる。本稿が取り上げたのは

まさにこの問題であった。

結論からいえば、扶養料の支払いをめぐる事情の変更も、その程度が些細なものでなく、重要な事情の変更があったと裁判所によって認定されるとき、離婚扶養料は将来に向って増額・減額またはときとして支払終了を招来することになる。判例に現われた事例を整理すれば、重要な事情の変更として、インフレ物価の変動、財政状況の変化、自助努力、失業、再婚および退職などの項目に分けることができた。とはいえ、これらはコモン・ロー諸州の一つであるオンタリオ州について、しかも主として一九八〇年代の後半から一九九〇年代の前半の事例を参照した結果にすぎない。考察の範囲を時間的に拡大し、またオンタリオ州以外へも及ぼすならば、本稿にみた以外の重要な事情の変更も明らかになるかも知れない。